○久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成22年3月23日 規則第179号

(趣旨)

第1条 この規則は、<u>久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成22年久喜市条例第177号。以下</u> <u>「条例」という。</u>)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

- 第2条 <u>条例第6条第2項第1号</u>に規定する許可、認可、確認又は指定を受けて行う埋立て等とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う埋立て等
 - (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項又は第71条の2第1項の認可 を受けて行う埋立て等
 - (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条の2及び第88条において準用する場合を除く。) の確認又は同法第42条第1項第5号の指定を受けて行う埋立て等
 - (4) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条の許可を受けて行う埋立て等
 - (5) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の許可を受けて行う埋立て等
 - (6) 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する<u>条例</u>(平成14年埼玉県条例第64号)第16条第1項の許可を受けて 行う埋立て等

(施工基準)

第3条 条例第7条第4号に規定する施工基準とは、別表のとおりとする。

(埋立て等の届出)

- 第4条 <u>条例第8条第1項</u>の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等届出書(<u>様式第1号</u>)により行うものとする。
- 2 <u>条例第8条第2項</u>の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等(一時たい積)届出書(<u>様式第2号</u>)により行う ものとする。
- 3 条例第8条第3項の規則で定める書類とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 埋立て等区域の図面(縮尺50分の1から25,000分の1程度までの位置図、計画平面図、縦横断面図及び土留構造図)
 - (2) 現況写真(埋立て等実施前の埋立て等区域全体が確認できるものに限る。)
 - (3) 土質分析計量証明書(土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表測定方法の欄に 掲げる方法により測定したもの)
 - (4) 運搬計画書(運搬経路図及び運搬経路の写真を添付したもの)(様式第3号)
 - (5) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書
 - (6) 埋立て等区域の登記所に備えられた地図の写し
 - (7) 土地賃貸借契約書の写し又は土地使用承諾書(事業主が土地の所有者であって、当該埋立て等を事業主自らが施工する場合を除く。)
 - (8) 埋立て等の施工に係る契約書の写し(当該埋立て等を事業主自らが施工する場合を除く。)
 - (9) 誓約書(様式第4号)
 - (10) 境界確認済証
 - (11) 道路占用又は水路占用の許可書の写し
 - (12) 搬入土砂等証明書(様式第5号)
 - (13) 事業主の住民票の写し(事業主が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)
 - (14) 施工者の住民票の写し(施工者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)
 - (15) 条例第16条第1項に規定する標識の写し又は写真

(変更の届出)

- 第5条 条例第9条第1項又は<u>第2項</u>の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等変更届出書(<u>様式第6号</u>)に、 その変更の内容を示す<u>前条第3項各号</u>に掲げる書類を添えて行うものとする。
- 2 条例第10条の規定による届出は、氏名等変更届出書(<u>様式第7号</u>)により行うものとする。
- 第6条 市長は、<u>条例第8条第1項</u>若しくは<u>第2項</u>又は<u>条例第9条</u>の規定による届出を受理したときは、受理書(<u>様式第</u>8号)により通知するものとする。

(計画変更命令)

第7条 <u>条例第11条第1項</u>又は<u>第3項</u>の規定による命令は、埋立て等計画変更命令書(<u>様式第9号</u>)により行うものとする。

(地位の承継の届出)

第8条 条例第13条第2項の規定による届出は、地位承継届出書(様式第10号)により行うものとする。

(一時たい積状況の届出)

- 第9条 <u>条例第14条</u>の規定による届出は、一時たい積状況届出書(<u>様式第11号</u>)により行うものとする。 (中止又は完了の届出)
- 第10条 <u>条例第15条</u>の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等中止(完了)届出書(<u>様式第12号</u>)により行う ものとする。

(標識)

- 第11条 <u>条例第16条第1項</u>に規定する標識は、土砂等による土地の埋立て等標識(<u>様式第13号</u>)のとおりとする。 (改善命令)
- 第12条 <u>条例第17条第1項</u>の規定による命令は、改善命令書(<u>様式第14号</u>)により行うものとする。 (措置命令)
- 第13条 <u>条例第17条第2項</u>の規定による命令は、措置・中止命令書(<u>様式第15号</u>)により行うものとする。 (報告)
- 第14条 市長は、<u>条例第18条</u>の規定による報告を求めようとするときは、土砂等による土地の埋立て等状況報告要求書(様式第16号)を事業主等に送付するものとする。
- 2 事業主等は、<u>前項</u>の規定により報告を求められたときは、土砂等による土地の埋立て等状況報告書(<u>様式第17</u> 号)により市長に報告しなければならない。

(立入検査員証)

- 第15条 <u>条例第19条第2項</u>に規定する職務を示す証明書の様式は、立入検査員証(<u>様式第18号</u>)のとおりとする。 (公表の方法)
- 第16条 <u>条例第20条</u>の規定による公表は、久喜市役所掲示場に掲示するとともに、広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(書類の提出部数)

第17条 <u>第4条第1項</u>、<u>第2項</u>及び<u>第3項</u>並びに<u>第5条第1項</u>及び<u>第2項</u>に規定する書類の提出部数は、正本及び副本各1 通とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則 (平成14年久喜市規則第41号)、菖蒲町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する<u>条例</u>施行規則(平成15年菖蒲町規則第4号)、栗橋町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する<u>条例</u>施行規則(平成4年栗橋町規則第17号)又は鷲宮町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する<u>条例</u>施行規則(平成13年鷲宮町規則第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年3月31日規則第37号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規則による改正後の久喜市市民参加条例施行規則様式第9号、久喜市市民活動推進条例施行規則様式第2号 及び様式第5号、久喜市生活保護法施行細則様式第11号(裏)、様式第12号(裏)及び様式第13号(裏)、久喜市中国 残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則様式第20号、様式第21号及び様式第22号、久喜市助産施設及び母子生 活支援施設への入所に関する規則様式第7号及び様式第9号(裏)、久喜市老人福祉法施行細則様式第9号、様式第 10号、様式第11号及び様式第14号、久喜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細 則様式第3、様式第5号、様式第8号、様式第10号から様式第13号までの規定、様式第17号、様式第19号、様式第 20号、様式第26号、様式第28号、様式第29号、様式第30号の3、様式第31号、様式第34号、様式第35号の2、様式 第36号、様式第37号、様式第38号の2、様式第39号、様式第43号及び様式第45号、久喜市身体障害者福祉法施行 細則様式第10号及び様式第11号、久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則様式第2号、様式第3号及び様 式第8号、久喜市知的障害者福祉法施行細則様式第3号、様式第4号、様式第6号から様式第9号までの規定、様式 第13号、様式第17号から様式第19号までの規定、様式第21号及び様式第22号、久喜市介護保険条例施行規則様式 第27号、様式第28号及び様式第32号、久喜市一般小口資金融資に関する規則様式第4号、久喜市特別小口資金融 資に関する規則様式第4号、久喜市中小企業近代化資金融資に関する規則様式第4号、久喜市菖蒲文化会館条例施 行規則様式第9号(裏)及び様式第11号(裏)、久喜市栗橋文化会館条例施行規則様式第9号(裏)、様式第11号(裏)及 び様式第13号(裏)、久喜市空き地の環境保全に関する条例施行規則様式第4号、様式第6号、様式第8号及び様式 第9号(裏)、久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則様式第14号及び様式第15号、久喜 市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則様式第6号、久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼 い犬のふんの放置の防止に関する条例施行規則様式第3号、様式第6号及び様式第7号、久喜市墓地、埋葬等に関 する条例施行規則様式第4号から様式第9号までの規定、久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例施行 規則様式第2号、様式第3号、様式第10号、様式第11号及び様式第15号、久喜市土地区画整理事業における清算金 の徴収及び交付に関する規則様式第9号、久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則様式第4

号、様式第5号、様式第7号、様式第9号、様式第10号、様式第12号、様式第13号、様式第18号及び様式第21号、 久喜市専用水道事務取扱規則様式第4号、久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規 則様式第3号、様式第6号及び様式第7号、久喜市企業誘致条例施行規則様式第9号(裏)、様式第10号(裏)及び様式 第11号(裏)、久喜市人事事務取扱規則様式第4号、久喜市路上喫煙の防止に関する条例施行規則様式第3号、久喜 市空き家等の適正管理に関する条例施行規則様式第7号(裏)、久喜市障害児通所給付費及び特例障害児通所給付 費の支給に関する規則様式第2号、様式第5号、様式第7号から様式第9号までの規定、様式第13号、様式第15号、 様式第16号及び様式第18号、久喜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画 相談支援及び児童福祉法に基づく障害児相談支援に関する規則様式第3号及び様式第6号並びに久喜市母子保健法 施行細則様式第4号、様式第6号及び様式第12号は、この規則の施行の日以後にされる処分について適用し、同日 前にされた処分については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月31日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

施工基準

1 一般基準

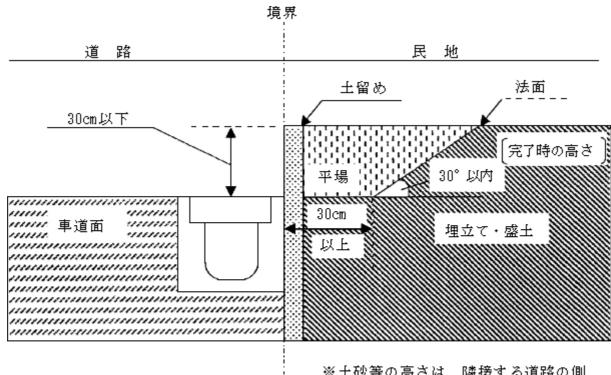
- (1) 危険防止及び不法投棄防止のため、埋立て等(土の運搬を伴う農地改良及び田畑転換を除く。)区域の周囲に塀又は安全柵を設置すること。また、埋立て等区域の出入口は1箇所とし、埋立て等を行わないときは、出入口を閉鎖すること。
- (2) 埋立て等の施工時間は午前8時から午後5時までとし、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び年末年始(祝日法による休日を除く。)は行わないこととし、車両の運行経路が通学路に指定されている場合は、午前8時30分から行うこと。ただし、周辺住民の同意を得たときは、この限りでない。
- (3) 埋立て等の施工に当たっては、粉じん、騒音又は振動により周辺住民に被害及び迷惑を及ぼすことのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 交通誘導員の配置、表示板の設置その他交通安全に必要な措置を講じること。また、事業に係る車両は、道路上に駐車しないこと。
- (5) 隣地及び道路、水路等の境界杭の保全に万全を期すること。ただし、境界杭が不明の場合は、関係者及び市担当課の立会いにより明確にすること。
- (6) 埋立て等を行っているときに埋蔵文化財を発見した場合は、埋立て等を直ちに中止した上で、久喜市教育委員会に連絡し、指示を受けること。
- (7) 埋立て等の期間は、9月以内とすること。ただし、一時たい積については、最長9月の延長を認める。

2 技術基準

- (1) 一時たい積を除く埋立て等の場合について(別紙1参照)
 - ア 土砂等の高さは、埋立て等完了時において、隣接する道路の側溝面又は道路面より30センチメートル以下とし、2以上の道路のある場合は、関係課と協議すること。
 - イ 法面で施工する場合は、道路等への土砂の流出防止のため、法面は30度以内とし、十分に締め固めを行う こと。なお、用排水路に面している場合は、境界から30センチメートル以上の平場を設けること。
 - ウ 埋立て等の影響により、道路排水に支障が出ないように十分配慮すること。
 - エ 埋立て等に掘削を伴う場合、現在の地表面より2メートル以上掘削しないこと。また、隣接地より2メート ル以内は掘削しないこと。
- (2) 一時たい積の場合について(別紙2参照)
 - ア 一時たい積する土砂等の高さは、隣接する道路の側溝面又は道路面より2メートル以下とし、2以上の道路 のある場合は、関係課と協議すること。
 - イ 土砂等の周囲に、隣地及び道路、水路等の境界から1メートル以上の幅の安全帯を設け、法面は30度以内 とし、十分に締め固めを行うこと。
 - ウ 一時たい積区域の周囲に、土砂等の高さ以上の塀(当該区域の隣地が農地である場合は、安全柵等)を設置 すること。
- (3) 共通基準について
 - ア 隣地の境界に段差がある場合は、土砂等の流出を防止するため、必要に応じて土留めを設置すること。
 - イ 土砂等が乾燥し、飛散するおそれのある場合は、防風網の設置又は散水等の対策を講ずること。
 - ウ その他市長が必要と認める措置を講ずること。

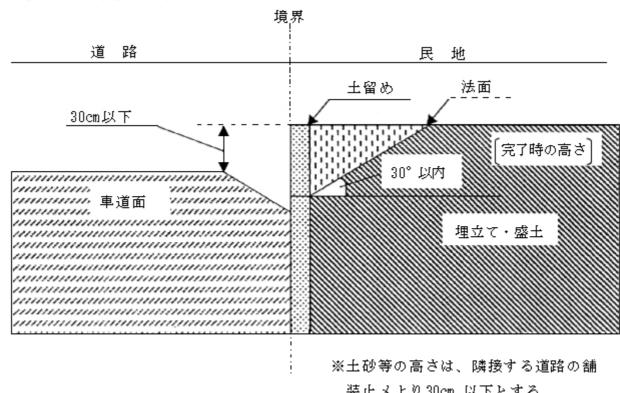
別紙1

- ○一時たい積を除く埋立て等
- ①用排水施設のある道路(例示 1)



- ※土砂等の高さは、隣接する道路の側 溝面より30cm以下とする。
- ・法面については30度以内とし、30cm 以上の平場を設ける。

②用排水施設のない道路(例示 2)



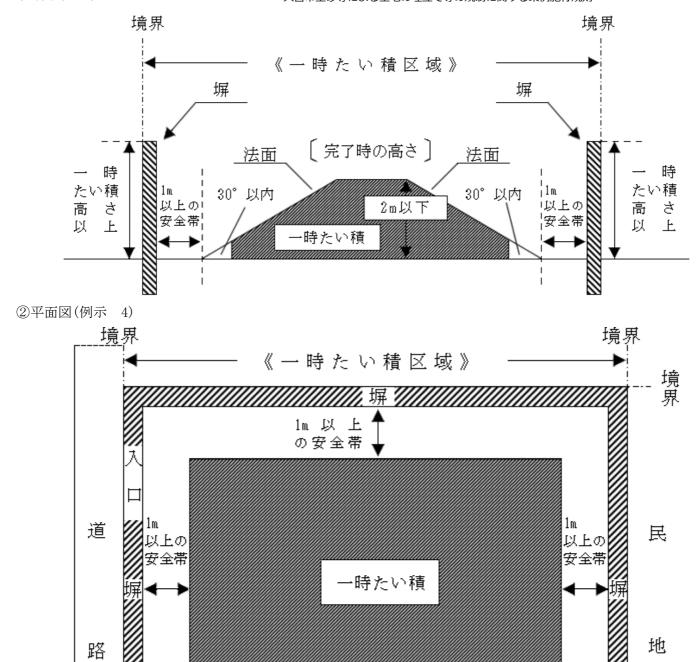
装止メより30cm 以下とする。

・法面については、30度以内とする。

別紙2

一時たい積(一時たい積区域の隣地が農地以外の場合)

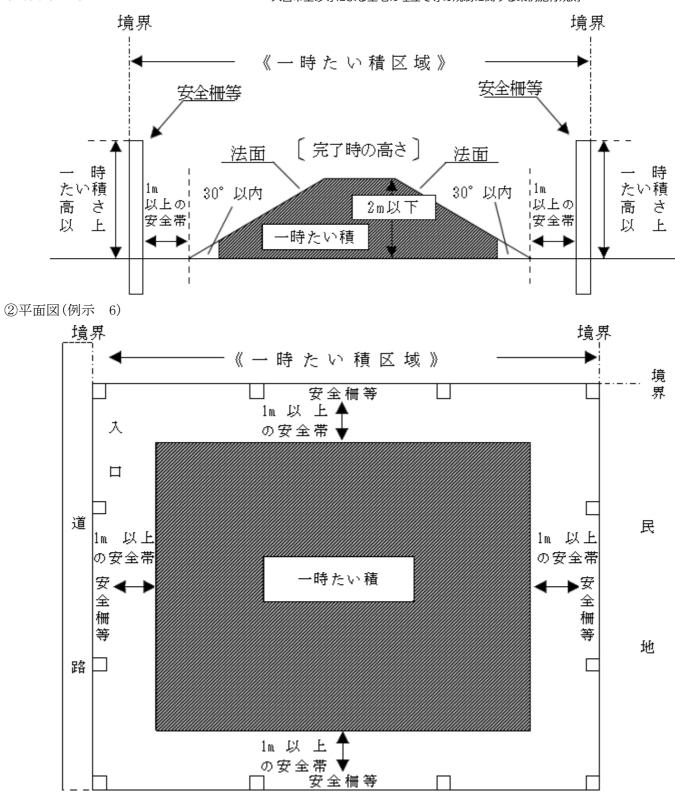
①断面図(例示 3)



一時たい積(一時たい積区域の隣地が農地である場合)

①断面図(例示 5)

lm 以上 の安全帯



様式第1号(第4条関係)

土砂等による土地の埋立て等届出書

年 月 日

久喜市長

あて

住 所 事業主 氏 名 0 電話番号

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに電話番号)

久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定によ り、下記の埋立て等について、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 埋立て等の目的
- 2 埋立て等区域の所在地及び面積

土	地	の	表	示		地	1		目	面	積	用	途
所		7	Έ	地	番	登	記	現	状		(m^2)	区	分
久喜市												市	• 調
												市	• 調
												市	- 調
												市	- 調
												市	•調
合		計						筝	E		m²		

- 3 埋立て等に使用される土砂等の採取場所
- 4 埋立て等に使用される土砂等の量

m³

5 埋立て等の期間 年 月 日から 年 月 日まで

- 6 埋立て等の実施方法
- 7 施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏 名(名称)

住 所

8 現場管理責任者の氏名、住所及び連絡先

氏 名

住 所

連絡先 (電話番号)

- 9 埋立て等に用いる機械の種類及び数量
- 10 添付書類
- (1) 埋立て等区域の図面(縮尺50分の1から25,000分の1程度までの位置 図、計画平面図、縦横断面図及び土留構造図)
- (2) 現況写真(埋立て等実施前の埋立て等区域全体が確認できるものに限る。)
- (3) 土質分析計量証明書(土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表測定方法の欄に掲げる方法により測定したもの)
- (4) 運搬計画書 (運搬経路図及び運搬経路の写真を添付したもの) (様式第3号)
- (5) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書
- (6) 埋立て等区域の登記所に備えられた地図の写し
- (7)土地賃貸借契約書の写し又は土地使用承諾書(事業主が土地の所有者であって、 当該埋立て等を事業主自らが施工する場合を除く。)
- (8) 埋立て等の施工にかかる契約書の写し(当該埋立て等を事業主自らが施工する 場合を除く。)
- (9) 誓約書(様式第4号)
- (10) 境界確認済証
- (11) 道路占用又は水路占用の許可書の写し
- (12) 搬入土砂等証明書(様式第5号)
- (13)事業主の住民票の写し(事業主が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)
- (14)施工者の住民票の写し(施工者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)
- (15) 条例第16条第1項に規定する標識の写し又は写真
- ※ 提出部数は、正本及び副本各1通です。

様式第2号(第4条関係)

土砂等による土地の埋立て等 (一時たい積) 届出書

年 月 日

久喜市長

あて

住 所 事業主 氏 名 電話番号

•

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに電話番号)

久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第8条第2項の規定により、下記の埋立て等(一時たい積)について、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 埋立て等 (一時たい積) の目的
- 2 埋立て等 (一時たい積) 区域の所在地及び面積

土	地	の	表	示		地	1		目	面	積	用	途
所		ž.	E	地	番	登	記	現	状		(m^2)	区	分
久喜市												市	• 調
												市	• 調
												市	• 調
													• 調
												市	• 調
合		計						筆			m²		

3 現場管理責任者の氏名、住所及び連絡先

氏 名

住 所

連絡先 (電話番号)

- 4 埋立て等(一時たい積)に用いる機械の種類及び数量
- 5 埋立て等 (一時たい積) に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量並びにその 期間

搬入及び搬出の予定量

m³

期間

年 月 日から

年 月 日まで

6 埋立て等(一時たい積)期間中の土砂等のたい積の構造

7 添付書類

- (1) 埋立て等区域の図面(縮尺50分の1から25,000分の1程度までの位置 図、計画平面図、縦横断面図及び土留構造図)
- (2) 現況写真(埋立て等実施前の埋立て等区域全体が確認できるものに限る。)
- (3) 土質分析計量証明書(土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表測定方法の欄に掲げる方法により測定したもの)
- (4) 運搬計画書 (運搬経路図及び運搬経路の写真を添付したもの) (様式第3号)
- (5) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書
- (6) 埋立て等区域の登記所に備えられた地図の写し
- (7)土地賃貸借契約書の写し又は土地使用承諾書(事業主が土地の所有者であって、当該埋立て等を事業主自らが施工する場合を除く。)
- (8)埋立て等の施工にかかる契約書の写し(当該埋立て等を事業主自らが施工する場合を除く。)
- (9) 誓約書(様式第4号)
- (10) 境界確認済証
- (11) 道路占用又は水路占用の許可書の写し
- (12) 搬入土砂等証明書(様式第5号)
- (13)事業主の住民票の写し(事業主が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)
- (14)施工者の住民票の写し(施工者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)
- (15) 条例第16条第1項に規定する標識の写し又は写真
- ※ 提出部数は、正本及び副本各1通です。

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

1

運 搬 計 画 書

久喜市長 あて

届出者 住所

氏名

(連絡者名)

(母就事日)

(電話番号)

土砂等の運搬計画については、下記のとおりです。

82

1 土砂等の運搬を依頼する者

住			所	
氏			名	
連	絡	者	名	

2 土砂等の運搬を行う者

法人名及び代表者名	
住 所	
安全運転管理者名	
事業者団体の名称	
車 両 保 有 台 数	t車 台 t車 台 t車 台

3 運搬内容

_															
運		捔	ž.		先	久	喜	市							
期					間			年	月	日;	から		年	月	日まで
稼	侈	h	時		間	通学	時間	外(通	学路)		時から			時まで
目					的										
							t	車		${\rm m}^3 \times$	台	×	日 =		m^3
運	搬	±	O	数	量		t	車		$\mathrm{m}^3 \times$	台	×	日 =		m^3
												合計	総土量		m^3
+3	砂採	取場	l o	所在	: th										
	o Die	474 100	9 1	21 13	. /										

4 道路清掃員及び交通監視員(配置の場所は添付図面に示すとおり)

道	路	清	i	掃	員	交	通	Win.		視	員
人	数	法	人	名	称	人	数	法	人	名	称

_	3000	ш	L-d	9-3	4555
b	添	٦,	14	B:	踑

	1	運搬経路図	2	運搬経路の写真
--	---	-------	---	---------

6	道路の復旧措置

誓約事項

7	計画書に示す運搬経路を確実に実行させるための具体的措置	
	()
1	過搭載の禁止、安全運転、徐行及び一時停止の厳守並びに土の飛散防止	を確実に行
	わせるための具体的措置	
	()
ウ	道路の補修、交通安全施設等に係る具体的措置	
	()

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

誓 約 書

久喜市長 あて

住 所

事業主 氏 名

1

電話番号

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名 称及び代表者の氏名並びに電話番号

住 所

施工者 氏 名

A

電話番号

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名 称及び代表者の氏名並びに電話番号

下記の埋立て等を行うに当たっては、久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を遵守し、当該埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、事業主と施工者 が責任をもって処理することを誓約します。

記

- 1 埋立て等の種類
- 2 埋立て等区域の所在地 久喜市
- 3 埋立て等区域の面積

 m^2

- 4 埋立て等の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 埋立て等の目的

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

搬入土砂等証明書

atr		業	主	住	所							
-10-		米	±.	氏	名							
埋	立	て	等 区	城の	所在 地						ほか	筆
埋	立	て等	区域の	の面積を	なび地目	面	積	m ²	地	目		

上記埋立て等のため搬入される土砂等について、下記のとおり証明します。

住所

証明者

氏名

៕

法人にあっては、主たる事業所の所在地、名 称及び代表者の氏名

土砂等の発生場	所	
土砂等の発生に	係る事業名	
土砂等の種別		
ton ili Jil.	(全 体)	m ³
搬出量	(1 日)	m ³

様式第6号(第5条関係)

年 月 日

土砂等による土地の埋立て等変更届出書

久喜市長 あて

住 所

事業主 氏 名

(B)

電話番号

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名 称及び代表者の氏名並びに電話番号

年 月 日付けで届出をした埋立て等について、下記のとおり変更したいので、久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条の規定により届け出ます。

	変	更	前	変	更	後
変更事項						
変更年月日		4	年 月	B B		
変更の理由						
添付書類 申請書の添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、その種類						

様式第7号(第5条関係)

年 月 日

氏名等変更届出書

久喜市長 あて

住 所 事業主 氏 名

1

電話番号

法人にあっては、主たる事業所の所在地、名 称及び代表者の氏名並びに電話番号

年 月 日付けで届出をした埋立て等について、下記のとおり変更したいので、久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条の規定により届け出ます。

	変	更	前	変	更	後
変更事項						
変更年月日		年 月	B			
変更の理由						
添付書類 由誌書の添付書類に記載した事項を変更しようとするときけ その種類						

様式第8号(第6条関係)

様式第8号(第6条関係) 久 第 号 年 月 日 受 理書 事業主 様 久喜市長 印 年 月 日付けで届出された埋立て等について、受理しましたので通知 します。

430	in date in		i Adic m.	4c III	II 4777 \
をおて	亡第9	200	(rest. / r	92 IV	14-65

久第 号年 月 日

埋立て等計画変更命令書

事業主 様

久喜市長

印

年 月 日付けで届出された埋立て等については、久喜市土砂等による 土地の埋立て等の規制に関する条例第11条第1項又は第3項の規定により、下記のとおり 変更することを命じます。

- 1 埋立て等区域の所在地 久喜市
- 2 変更すべき事項
- 3 変更期限 年 月 日まで

様式第10号(第8条関係)

年 月 日

地位承継届出書

久喜市長 あて

住 所 承継者 氏 名

(A)

電話番号

法人にあっては、主たる事業所の所在地、名 称及び代表者の氏名並びに電話番号

下記のとおり事業主等の地位を承継しましたので、久喜市土砂等による土地の埋立て 等の規制に関する条例第13条第2項の規定により、その事実を証する書面を添えて届け出 ます。

記

1 旧事業主に対して通知した受理書の通知番号

年 月 日付 久 第 号

- 2 承継のあった者 事業主 施工者 (いずれかに○を付ける)
- 3 被承継者の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は所在地
 - (1) 氏名(名称及び代表者の氏名)
 - (2) 住所(所在地)
- 4 承継のあった日 年 月 日
- 5 承継の原因 相続・合併・分割
- ※ 承継者の住民票(法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)を添付すること。

様式第11号(第9条関係)

年 月 日

一時たい積状況届出書

久喜市長 あて

住 所 事業主 氏 名 印 電話番号

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名 称及び代表者の氏名並びに電話番号

年 月 日付けで届出をした一時たい積については、下記のとおりです ので、久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第14条の規定により届け 出ます。

記

年 月 日現在の状況(開始日 年 月 日)

- 1 搬入した土砂等の量 m3
- 2 搬出した土砂等の量 m3

様式第12号(第10条関係)

年 月 日

土砂等による土地の埋立て等中止(完了)届出書

久喜市長 あて

住 所 事業主 氏 名

(A)

電話番号

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名 称及び代表者の氏名並びに電話番号

年 月 日付けで届出をした埋立て等について、下記のとおり中止(完了)したので、久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第15条の規定により届け出ます。

記

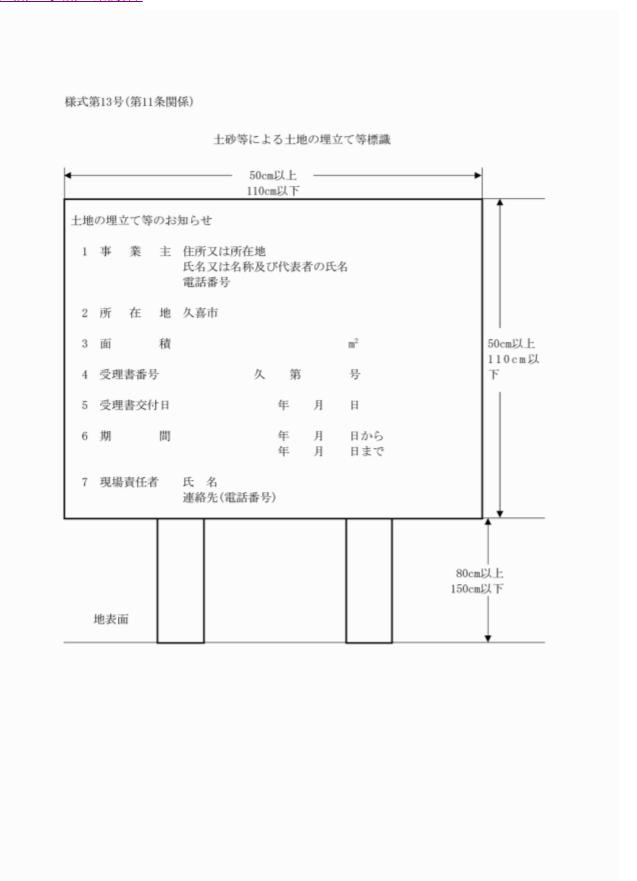
1 中止(完了)年月日 年 月 日

2 埋立て等区域 久 喜 市

地 目

面 積 :

3 添付書類 現状写真(埋立て等区域全体)



様式第14号(第12条関係)

久 第 号 年 月 日

改善命令書

事業主 様

久喜市長 印

あなたが久喜市 で行った埋立て等については、久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第17条第1項の規定により、下記のとおり改善することを命じます。

記

- 1 改善すべき事項
- 2 改善完了期限 年 月 日まで

注意

- ① この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であって も、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- ② この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(①の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(①の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(①の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

③ 正当な理由がなくこの処分に従わないときは、久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第22条第2項の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

様式第15号(第13条関係)

久 第 号 年 月 日

措置·中止命令書

事業主 様

久喜市長

印

あなたが久喜市 で行った埋立て等については、久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第17条第2項の規定により、下記のとおり措置・中止することを命じます。

記

1 命 令 事 項

□ 措置 □ 中止

2 措置すべき事項

3 措置完了期限 又は中止期限

年 月 日まで

注意

① この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であって も、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることがで きなくなります。

② この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(①の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(①の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(①の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

③ 正当な理由がなくこの処分に従わないときは、久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第22条第1項の規定により、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

様式第1	64.	第1/	1.各問/	(3E)

久第 号年 月 日

土砂等による土地の埋立て等状況報告要求書

様

久喜市長 印

年 月 日付けで届出された埋立て等について、久喜市土砂等による土 地の埋立て等の規制に関する条例第18条の規定により、下記の事項に係る報告書の提出 を要求します。

記

- 1 埋立て等区域の所在地 久喜市
- 2 報告すべき事項

3 提出期限 年 月 日まで

様式第17号(第14条関係)

年 月 日

土砂等による土地の埋立て等状況報告書

久喜市長 あて

住 所 氏 名 印 電話番号

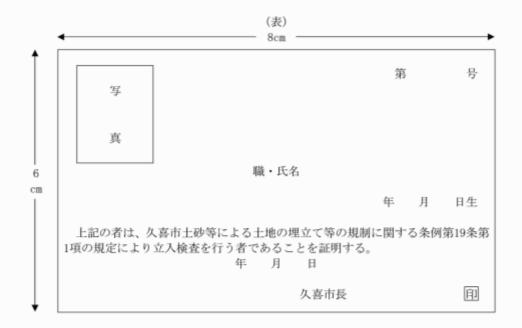
(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名 称及び代表者の氏名並びに電話番号

年 月 日付け久 第 号で報告を求められた事項について、 下記のとおり報告します。

- 1 埋立て等区域の所在地 久喜市
- 2 報告事項

様式第18号(第15条関係)

立入検査員証



(裏)

久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(抜粋)

(立入検査)

- 第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業主等 の事務所又は事業区域内の土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他必 要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その職務を示す証明書を携帯し、 関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

- 第22条
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
 - (4) 第19条第1項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者